

「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」開催要綱

1 趣旨目的

地方公営企業会計制度について、総務省においては、資本制度の見直し、会計基準の見直しを行い、公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するための環境整備を行ってきたところである。そのように整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、残された課題である財務適用範囲の拡大については、昨年度、総務省において「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催し検討を行った。同研究会の報告書では、公営企業の有する施設の維持管理・更新等が喫緊の課題となっている中、特に簡易水道事業、下水道事業については財務規定等の適用の必要性が高いと報告されている。また、固定資産情報の整備・台帳整備の手法を示すことを中心とした法適用のマニュアルを整備する必要性についても触れられている。

こうした報告等を踏まえ、財務規定等の適用を円滑かつ着実に推進するため、本研究会では、地方公営企業法の財務規定等の適用に関する実務的な取扱いの整理を行い、その内容を手引きとしてとりまとめる。

2 名称

本研究会は、「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」（以下、「研究会」という。）と称する。

3 構成員

別紙委員名簿のとおりとする。

4 運営

- (1) 研究会に、座長 1 人を置く。
- (2) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、研究会を公開しないものとすることができるが、その場合には、研究会終了後、必要に応じブリーフィングを行うこととする。
- (6) 研究会終了後、配付資料を公表する。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表する。
- (7) 上記要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

5 開催日程

平成 26 年 6 月から開催する。

6 その他

本研究会の庶務は、自治財政局公営企業課において処理する。

地方公営企業法の適用に関する実務研究会 委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

- | | |
|-------|---|
| 金子 靖 | 有限責任あずさ監査法人 パートナー
公認会計士 |
| 川崎 賢一 | 北海道 <small>ゆうふつぐんあひらちよう</small> 勇払郡安平町 水道課 参事 |
| 小室 将雄 | 有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー
公認会計士 |
| 鈴木 豊 | 学校法人青山学院常任監事
青山学院大学名誉教授 |
| 高橋 晶子 | 新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー
公認会計士 |
| 藤森 亨 | 岡山県備前市まちづくり部下水道課長 |